

日本官能評価学会優秀発表賞規定

第1条 本規定は、「日本官能評価学会優秀発表賞」（以下「優秀発表賞」という）に関して、必要な事項を定めるものである。

第2条 優秀発表賞は、日本官能評価学会年次大会における優れた発表に対して授与するものであり、我が国の官能評価に関わる研究および若手研究者の育成・指導を奨励し、斯学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 優秀発表賞は口頭発表、ポスター発表を受賞対象とし、両者の区別は設けない。

第4条 優秀発表賞の選考は、次の条件すべてを満たす発表を対象とする。

- (1) 当該年次大会の開催年度末日において、筆頭発表者の年齢が40歳未満であること
- (2) 所定の成果発表手続きを完了していること

第5条 受賞者は筆頭発表者および連名発表者とする。

第6条 優秀発表賞の選考は、次の手続きに従って行う。

- (1) 選考は、会長、副会長、常任理事をもって構成される「日本官能評価学会優秀発表賞選考委員会」（以下「選考委員会」という）が行い、会長が委員長を務める。
- (2) 委員長は、選考委員会の議を経て、大会に先立ち、会長、副会長、常任理事、理事を優秀発表賞審査委員（以下「審査委員」という）として選任し、審査委員に発表もしくは抄録に基づき優秀発表賞受賞候補を3件の推薦を依頼する。
- (3) 委員長は大会参加者にも優秀発表賞審査者（以下「審査者」という）として、発表および抄録に基づき優秀発表賞受賞候補の推薦を依頼する。
- (4) 選考委員会は、審査委員および審査者によって推薦された候補者について投票数に基づいた選考を行い、受賞発表を決定する。

第7条 委員長は、選考結果を理事会に報告する。

第8条 会長は、翌年度年次大会期間中に、受賞発表の受賞対象者の代表者に優秀発表賞および副賞を授与する。

第9条 選考を行う上で必要な事項は「日本官能評価学会優秀発表賞細則」に定める。

第10条 本規定の改廃は、常任理事会の議を経て行う。

付則 本規定は、2014年7月5日から施行する。